

2016(平成 28)年度 税制改正大綱決定

～収益力ある企業の投資や賃金の引き上げ促進！

《本年度の税制改正大綱について》

- ◆ この度、政府は 2016 年度 税制改正の関連法案を閣議決定しました(2015.12.24)。3 月末までの成立を目指します。
- ◆ 本年度の税制改正の主眼は、内閣が掲げる「新 3 本の矢」「一億総活躍社会」を押し進めるために、段階的に法人実効税率を引き下げ、収益力ある企業の投資や賃金の引き上げを促進することです。
- ◆ 主な改正ポイントは以下のとおりです。

■ 個人所得税

1. 住宅・土地税制

- (1) 空き地にかかる譲渡所得の特別控除の特例を創設
 - ・ 2016 年 4 月 1 日から 2019 年 12 月 31 日までの間に譲渡をした場合には、譲渡所得の金額について居住用財産の譲渡所得の 3,000 万円特別控除を適用することができることとする。
- (2) 個人が所有する居住用の家屋に三世代同居改修工事を含む増改築等をして、2016 年 4 月 1 日から 2019 年 6 月 30 日までの間に居住の用に供した場合に、所得税額の特別控除の控除額の特例を設置する。

2. 金融・証券税制

- ・ 少額投資非課税制度 (NISA) について非課税適用確認書の交付申請書に国内の住所の記載及び当該住所を証する書類の添付を不要とする。これに伴い、2018 年以後の勘定設定期間を、2018 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までとする。

3. 復興支援のための税制上の措置

- ・ 特定住宅被災市町村の区域内の土地等を地方公共団体等に譲渡した場合の 2,000 万円特別控除について、適用対象となる事業は東日本大震災からの復興のための事業であることを明確化した上、適用期限を 5 年延長する。法人税についても同様とする。

4. 租税特別措置等

- ・ セルフメディケーション (自主服薬) 推進のためのスイッチ OTC 医薬品控除 (医療費控除の特例) を創設する。すなわち、適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、2017 年 1 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチ OTC 医薬品の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額 (保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。) の合計額が 1 万 2 千円を超えるときは、その超える部分の金額 (その金額が 8 万 8 千円を超える場合には、8 万 8 千円) について、その年分の総所得金額等から控除する。

※注 1: 上記の「一定の取組」とは、特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診 (医師の関与があるものに限る。) をいう。

※注 2: 本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができない。

5. その他

- ・ 通勤手当の非課税限度額を月額 15 万円 (現行 10 万円) に引き上げる。

■ 資産課税

1. 農地保有にかかる課税の強化・軽減

(1) 利用の効率化及び高度化の促進が必要な農地の保有に係る課税の強化・軽減

・農地法に基づく農業委員会による農地中間管理機構との協議の勧告を受けた遊休農地について、固定資産税における農地の評価で正常売買価格に乗じられている割合（0.55）を乗じないこととするなどの評価方法の変更を2017年度から実施するため所要の措置を講ずる。

(2) 農地保有に係る課税の軽減

・所有する全ての農地（10a未滿除く）に農地中間管理事業のための賃借権等を新たに設定し、設定期間が10年以上である農地にかかる固定資産税及び都市計画税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1（設定期間が15年以上である農地は最初の5年間価格の2分の1）とする措置を2年間に限り講ずる。

2. 租税特別措置等

(1) 特定創業支援事業による支援を受けて行う株式会社の設立の登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次の措置を講じた上、適用期限を2年間延長する。

① 適用対象に次に掲げる会社の設立の登記を加え、当該登記に対する登録免許税の税率をそれぞれ次のとおり軽減する。

イ 合同会社 1,000分の3.5（最低税額3万円）（本則：1,000分の7（最低税額6万円））

ロ 合名会社又は合資会社 1件につき3万円（本則：1件につき6万円）

② 事業を開始した日以後5年を経過していない個人が特定創業支援事業による支援を受けた場合における会社の設立の登記を適用対象に加える。

(2) 景観法の規定により指定を受けた景観重要建造物のうち世界遺産に登録された一定の固定資産にかかる固定資産税及び都市計画税について、課税標準を価格の3分の1とする措置を講ずる。

(3) 中小企業の生産性向上に関する法律（仮称）の制定を前提に、中小企業者等が、同法の施行の日から2019年3月31日までの間において同法に規定する認定生産性向上計画（仮称）に記載された生産性向上設備（仮称）のうち一定の機械及び装置の取得をした場合には、当該機械及び装置にかかる固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1とする措置を講ずる。

※注1：上記の「中小企業者等」とは、次の法人又は個人をいう。

① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人

② 資本若しくは出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

③ 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

※注2：上記の「一定の機械及び装置」とは、次の①から③までのいずれにも該当するものとする。

① 販売開始から10年以内のもの

② 旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均1%以上向上するもの

③ 1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの

(4) 耐震改修等を行った住宅にかかる固定資産税の減額措置の適用期限を2年3ヶ月延長する。

(5) マンションの建て替え等の円滑化に関する法律に規定する施工者またはマンション敷地売却組合が取得する要除却認定マンション及びその敷地にかかる不動産取得税の非課税措置の適用期限を2年延長する。

■ 法人課税

1. 成長志向の法人税改革

(1) 法人税の税率（現行23.9%）を段階的に引き下げる。

① 2016年4月1日以後に始まる事業年度について、23.4%とする。

② 2018年4月1日以後に始まる事業年度について、23.2%とする。

(2) 生産性向上設備等を取得した場合の特別償却または税額控除制度（生産性向上設備投資促進税制）は適用期限をもって廃止する。

(3) 減価償却制度について、2016年4月1日以後に取得する建物付属設備及び構築物並びに鉱業用の建物の償却方法について、定率法を廃止し、これらの資産の償却の方法を次の通りとする（所得税についても同様）。

資産の区分	償却方法
建物付属設備及び構築物 * 鉱業用のこれらの資産を除く	定額法
鉱業用減価償却資産 * 建物、建物付属設備及び構築物に限る	定額法または生産高比例法

※注：リース期間定額法、取替法等は存置する。

(4) 欠損金の繰越控除制度等について、次の見直しを行う。

① 2015年度税制改正において講じた青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除制度及び連結欠損金の繰越控除制度における控除限度額の段階的な引下げ措置について、次のとおりとする。

- 事業年度開始日 2015年4月～2016年3月 控除限度割合 100分の65
- 事業年度開始日 2016年4月～2017年3月 控除限度割合 100分の60
- 事業年度開始日 2017年4月～2018年3月 控除限度割合 100分の55
- 事業年度開始日 2018年4月～ 控除限度割合 100分の50

② 2015年度税制改正において講じた次の措置（2017年4月1日施行）について、2018年4月1日から施行し、同日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額について適用することとする。

- ア. 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越期間及び連結欠損金の繰越期間を10年（現行9年）に延長する措置
- イ. ロ 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除制度及び連結欠損金の繰越控除制度の適用に係る帳簿書類の保存要件における保存期間を10年（現行9年）に延長する措置
- ウ. 法人税の欠損金額に係る更正の期間制限を10年（現行9年）に延長する措置
- エ. 法人税の欠損金額に係る更正の請求期間を10年（現行9年）に延長する措置

(5) 法人事業税の税率引き下げと外形標準課税の拡大

① 法人事業税の税率の改正 資本金（資本金の額又は出資金の額）1億円超の普通法人の法人事業税の標準税率を次の通りとし、2016年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

	現行	改正案
	2015年度	2016年度～
付加価値割	0.72%	1.2%
資本割	0.3%	0.5%
所得割	年400万円以下の所得	3.1% (1.6%)
	年400万円超800万円以下の所得	4.6% (2.3%)
	年800万円超の所得	6.0% (3.1%)
		3.6% (0.7%)

※注1：所得割の税率下段のカッコ内の率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率であり、当該税率の制限税率を標準税率の2倍（現行1.2倍）に引き上げる。

※注2：三つ以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の所得割に係る税率については、軽減税率の適用はない。

② 法人事業税の税率改正に伴う負担変動の軽減措置を講ずる。

2. 地方法人課税の偏在是正

(1) 地方法人税の税率の改正 地方法人税の税率を10.3%（現行4.4%）に引き上げ、2017年4月1日以後に始まる事業年度から適用する。

(2) 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の廃止

- ① 2017年4月1日以後に開始する事業年度から地方法人特別税は廃止し、法人事業税に還元する。
- ② 地方法人特別譲与税は、2018年8月譲与分をもって廃止する。

(3) 2017年度から法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度を創設する。

① 道府県は納付された法人事業税の額の100分の5.4に相当する額を市町村に交付する。

② 都は納付された法人事業税の額の100分の5.4に相当する額を市町村に交付し、特別区財政調整交付金の財源とする。

③ 交付は従業者数基準として行う。

(4) 法人事業税交付金の創設 2017年度から、法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度を創設する。

① 道府県は納付された法人事業税の額の100分の5.4に相当する額を市町村に対して交付する。

② 都は納付された法人事業税の額の100分の5.4に相当する額を市町村に対して交付し、特別区相当分については、特別区財政調整交付金の財源とする。

③ 上記①、及び、②の市町村に対する交付については、従業者数を基準として行う。

※注1：2017年度の①及び②の交付率については、所要の経過措置を講ずる。

※注2：2017年度から2019年度までの間の③の交付基準については、所要の経過措置を講ずる。

3. その他の地方創生の推進・特区にかかる税制上の支援措置

(1) 地方拠点強化税制の拡充 雇用者の数が増加した場合の税額控除制度（雇用促進税制）のうち地方活力向上地域特定業務施設整備計画にかかる措置について、雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度と重複して適用できることとする。

(2) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設 地域再生法の改正を前提に、法人が地域再生法改正法の施行日から2020年3月31日までに地域再生法の認定地域再生計画に記載された同法の地方創生推進寄付活用事業（仮称）に関連する寄付金を支出した場合には、法人事業税及び法人住民税、法人税から税額控除できる措置を講ずる。

4. 復興支援のための税制上の措置

(1) 復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却または税額控除制度のうち復興産業集積区域にかかる措置について次の措置を講じた上、適用期限を5年延長する。

(2) 機械装置の特別償却率を50%とし、機械装置の税額控除率を10%に引き上げ、建物等及び構築物の特別償却率を17%に、税額控除率を6%に、それぞれ引き下げる。

5. その他の租税特別措置

(1) 交際費等の損金不算入制度について、その適用期限を2年延長するとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を2年延長する。

(2) 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置の適用期限を2年延長する。

■ 消費課税

1. 軽減税率 検討事項

2. 車体課税の見直し

(1) 自動車取得税の廃止 自動車取得税は2017年3月をもって廃止。同日までの自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例によるなど、所要の措置を講ずる。

(2) 自動車税及び軽自動車税に、「環境性能割（仮称）」を設ける。これに伴い、現行の自動車税を自動車税排気量割（仮称）とし、現行の軽自動車税を軽自動車税排気量割（仮称）とするなど、所要の措置を講ずる。自動車税及び軽自動車税の環境性能割は次の通りとする。

① 環境性能割は自動車の取得が行われた際に、当該自動車の主たる定置場の所在地において、当該自動車を取得した者に課する。登録車は自動車税環境性能割として道府県が課し、軽自動車については軽自動車税環境性能割として市町村が課す税とする。

② ただし、軽自動車税環境性能割は当分の間、道府県が賦課徴収等を行う。環境性能割の課税標準は、自動車

の取得価額とし、免税点は、50 万円とする。申告納付とする（申告書に証紙を貼って納付する方法を原則とし、現金による納付もかこのうとする）。

(3) 次に掲げる自動車に係る環境性能割を非課税とする。

- ① 電気自動車。
- ② 天然ガス自動車で 2009 年排出ガス規制に適合し、かつ、2009 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの。
- ③ プラグインハイブリット車。
- ④ 乗用車で 2005 年排出ガス規制に適合し、かつ、2005 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物の排出量が少ない自動車のうち、2020 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能が良いもの（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車に限る）など。

(4) 次に掲げる自動車に係る環境性能割の税率为 1%（一定税率）とする。

- ・ 乗用車で 2005 年排出ガス規制に適合し、かつ、2005 年排出ガス基準値で 75%以上窒素酸化物などの排出量が少ない自動車のうち、2020 年度燃費基準を満たすもの（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車に限る）など。

(5) 次に掲げる自動車に係る環境性能割の税率为 2%（一定税率）とする。

- ・ 乗用車で 2005 年排出ガス規制に適合し、かつ、2005 年排出ガス基準値で 75%以上窒素酸化物などの排出量が少ない自動車のうち、2015 年度燃費基準より 10%以上燃費性能の良いもの（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車に限る）など。

(6) その他の自動車に係る環境性能割の税率为 3%（一定税率）とする。

- ・ 営業者、軽自動車は当分の間、2%とする。

(7) 道府県は自動車税環境性能割について、その税収から徴税に要する経費に相当する額を控除した額の 100 分の 65 を市町村に交付するものとする。交付基準などは、現行の自動車取得税交付金の基準など同一とする。2017 年 4 月 1 日から施行し、同日以後の自動車の取得に対して課する環境性能割について適用する。税率適用基準は 2 年ごとに見直す。

(8) 自動車税及び軽自動車税において講じている燃費性能などが優れた自動車の税率を軽減し、一定年数経過した自動車の税率を重くする特例措置（グリーン化特例）について、次の通り適用期限を 1 年延長する。

- ① 2016 年度に新車新規登録された自動車は当該登録の翌年度に特例措置を講じる。電気自動車やプラグインハイブリット自動車などは税率をおおむね 100 分の 75 軽減する。
- ② 2005 年排出ガス規制に適合し、かつ、2005 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物などの排出量が少ない自動車のうち、2015 年度燃費基準値より 20%以上燃費性能の良いもの（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車に限る）は、税率をおおむね 100 分の 50 軽減する。

3. 地方創生推進のための税制上の支援措置

(1) 外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出品物販売場制度）について、免税販売の対象となる下限額は、一般物品 5 千円以上（現行 1 万円超）、消耗品 5 千円以上（現行 5 千円超）とする。

(2) 外国人旅行者が輸出品物販売場で免税対象物品を購入する場合、物品輸出の運送契約をその場で締結し、運送業者に引き渡す場合の免税販売手続きは購入記録票の作成を省略するなど簡素化する。

4. 復興支援のための税制上の支援措置

(1) 被災酒類製造者が移出する清酒などの酒税の税率の特例措置の適用期限を 2 年延長する。

(2) 被災自動車などの自動車重量税の還付措置の適用期限を 3 年延長する。

(3) 被災自動車などの使用者だった者が取得する自動車の自動車重量税の免税措置の適用期限を 3 年延長する。

(4) 被災代替自動車の取得の自動車取得税の非課税措置の適用期限を 1 年延長する。

5. 租税特別措置

(1) 入国者が輸入するウイスキーなどの酒税の税率の特例措置の適用期限を 1 年延長する。

(2) ビールの酒税の税率の特例措置の適用期限を 2 年延長する。

(3) 入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置の適用期限を 1 年延長する。

■ 国際課税

(1) 日台民間租税取り決めに規定された内容の実施に係る国内法の整備 日台民間租税取り決めに規定された内容を実施するため、台湾において我が国の居住者または内国法人に対して同様の権利が認められることを条件として措置を講ずる。

(2) 移転価格税制に係る文書化 「BEP Sプロジェクト」の行動計画に対応して示された勧告を踏まえた措置を講ずる。すなわち、多国籍企業グループの最終親事業体である内国法人などは、事業を行う国ごとの収入金額、税引き前当期利益の額、納税額その他必要な事項を、会計年度終了の日の翌日から1年を経過する日までに、e-Taxにより税務署長に提出しなければならないこととする。2016年4月1日以後に開始する会計年度に係る事項について適用する。

■ 納税環境整備

1. クレジットカード納付制度の創設

・ 国税を納付しようとするものがクレジットカードに係る事項につき、インターネットを利用して行う入力で納付しようとする場合、国税庁長官が指定する納付受託者の納付を委託することができることとする。

※注：上記の改正は、2017年1月4日以後に国税の納付を委託する場合について適用する。

2. 加算税制度の見直し

・ 調査を行う旨の通知後かつ更正予知する前にされた修正申告に基づく過少申告加算税の割合（現行0%）については5%とし、期限後申告または修正申告に基づく無申告加算税の割合（現行5%）は10%とする。

※注：上記の改正は、2017年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用する。

3. マイナンバー記載の対象書類の見直し

・ 個人番号を記載しなければならないとされている税務関係書類のうち、一部の書類は個人番号の記載を要しないこととする。

4. 国税関係書類に係るスキャナ保存制度の見直し

・ スキャナは原稿台と一体となったものに限定する要件を廃止。原稿をデジタル画像にデータ変換する入力装置を指し、デジタルカメラやスマートフォンなどの機器も含まれる。

※注：上記の改正は、2016年9月30日以後に行う承認申請について適用する。

■ 関税

・ 環太平洋経済連携協定（TPP：環太平洋パートナーシップ）協定に関し、今後、署名を経て協定文が確定され、必要な法制度と併せ、必要な時期に国会に提出される際には、関税制度につき、次の措置を講ずる。

① 原産地手続等の規定の整備

ア. 我が国に輸入される貨物の原産性等を確認するために税関が行う調査

イ. 我が国から輸出された貨物の原産性に関する輸出先税関への協力

② セーフガード手続等の規定の整備

TPP協定締約国からの輸入が急増した場合、TPP協定締約国が協定に違反した場合、TPP協定締約国からの牛肉、豚肉などの特定品目の輸入数量が一定の水準を超えた場合等に、それぞれ関税率を引き上げる手続規定の整備

以上